

風姿花伝第一、年來稽古条々 七歳

此芸に於て、大方七歳を以て初とす。この比の能の稽古、必ずその物自然と為し。舞働きの間、音曲、若は怒れる事なんどにてもあれ、風度為出さん懸かり

〔口訳〕

此の芸に於ては、大体七歳を以て稽古の初とする。この七歳頃の能の稽古では、其の子供が、ひとりでやり出したことの中に、きっと、どこかに得意な良い所があるものである。それが、舞や働きの中に、或は音曲の中に、或は鬼能の如き怒れる風体の中にといふ風に、どこにあつても良いから、自然に子供がやり出す風情ある芸を先づそのままに放任して、子供の思ひのままにやらせるが良い。それを、善いだの悪いだと、さう手を入れて教へるのはない。あまりひどく教訓すると、

を、先打任せて、心の儘に
為さすべし。さのみに、善

き悪しきとは、教うべから
ず。余りに太く諫むれば、
童は、氣を失いて、能も
懶く成りたちぬれば、即

て能は止まる也。唯、音曲

子供は折角の意氣も沮喪して、能の興
味を失ひ、いや気がさしてしまふと、
そのまま能の進歩は止つてしまふもの
だ。ただ心すべき事は、子供には音曲
か舞か働きかでなくては、やらせては
いけない。相当手のこんだ物真似など
は、たとひその子供が出来るにしても、
教へてはいけない。又、出演に際しても、
晴れの舞台の脇能などを演じさせては
いけない。三番目か四番目の、丁度適
当と思はれるやうな時機に、その子供
の得意な芸を演じさせるが良い。

働き舞などならでは、為
さすべからず。さのみの物
真似は、仮令為べくとも、
教ふまじきなり。大場なん

どの脇の申楽には、立つべ

からず。三番四番の時分の、

宜からんずるに、得たらん

風体を為さすべし。

〔評〕

最初の間は当人の得意な所を、気のむくままにやらせて置く、といふ教へ方は面白い。そこに子供相当の興味と元気が生れ、従つて進歩もあるわけである。これに教訓をひどく加へると、嫌気がさし、嫌気がさせば、進歩が止まるといふのも、子供の心理をよく見ぬいてゐる。物真似を教へないのは、先づ、歌舞幽玄の素地を、子供時代に固める必要がある為めで、至花道書の二曲三体の条を参照すべきであらう。又大場のい為めであると思はれる。